

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

改正案	現行
<p>第二章 国際統一基準行等における開示事項</p> <p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。</p> <p>一 自己資本の充実度に関する評価方法の概要</p> <p>二 銀行全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</p> <p>三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</p>	<p>第二章 国際統一基準行等における開示事項</p> <p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要</p> <p>二 信用リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項</p> <p>(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合に</p>

- ロ 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要
- ハ 標準的手法採用行にあつては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあつては、その理由を含む。）
- ニ 内部格付手法採用行にあつては、次に掲げる事項
- (1) 信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD（標準的手法が適用されるポートフォリオにあつては、エクスポージャーの額。以下(1)において同じ。）がEADの総額に占める割合
- (2) 内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯
- (3) 内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要
- (i) 資産区分ごとの格付付与手続
- (ii) パラメーター推計（PD、LGD及びEADの推計をいう。）及びその検証体制
- (iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事

- は、その理由を含む。）
- (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
- ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
- (1) 使用する内部格付手法の種類
- (2) 内部格付制度の概要
- (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（vi）及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）
- (v) 居住用不動産向けエクスポージャー

項

内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲
内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リ

- (ii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (iii) その他リテール向けエクスポージャー
- 三 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
  - イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要
  - ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
  - ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
  - ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
  - ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
  - ヘ 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
  - ト 銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポー

内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	スク・アセットの額を算出する手法の種類
一 使用する内部格付手法の種類	スク・アセットの額を算出する手法の種類
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	スク・アセットの額を算出する手法の種類
三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲	スク・アセットの額を算出する手法の種類
四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類	スク・アセットの額を算出する手法の種類
五 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲	スク・アセットの額を算出する手法の種類

- 四 信用リスク削減手法（派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
- 五 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リス

- シジャーを保有しているものの名称
- チ 証券化取引に関する会計方針
- リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
- ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
- ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
- 六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
- ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
- ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストインテグ及びストレステストの説明
- ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
- ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
- ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評

ク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。）

六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要  
ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 証券化目的の導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的の導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ニ 契約外の信用補完等を提供している証券化目的の導管体の名称及び当該証券化目的の導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

ホ 証券化取引に関する会計方針

ヘ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む。）

ト 内部評価方式を使用している場合には、その概要

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告

価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

八 銀行勘定における銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

十 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

四 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲

八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあつては、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合にあつては、保険の利用方針及び概要を含む。）

九 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「

出資等」という。）又は株式等エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつていないものを除く。以下同じ。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつて

いるものを除く。第十条第四項第一号二(1)、第十二条第四項第二号二(1)及び第十五条第四項第二号二(1)並びに別紙様式第二号第二

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のレitel業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスポージャー

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型レitel向けエクスポージャー

(vi) その他レitel向けエクスポージャー

(3) 証券化エクスポージャー

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

<p>十六面及び別紙様式第四号第二十一面を除き、以下同じ。）に開する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</p> <p>十一 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明</p> <p>十二 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）とする。</p> <p>一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスクに該当するもの及び次に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳</p> <p>(1) 地域別</p> <p>(2) 業種別</p> <p>(3) 残存期間別</p> <p>ロ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）第四条第二項、第三項又は第四項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び</p>
--

<p>(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳</p> <p>(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー</p> <p>(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー</p> <p>(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー</p> <p>ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することとをいう。以下この条、第四条、第十条及び第十二条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額</p> <p>ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額</p> <p>(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する。）</p> <p>(2) 内部モデル方式</p> <p>ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額</p> <p>(1) 基礎的手法</p> <p>(2) 粗利益配分手法</p> <p>(3) 先進的計測手法</p> <p>ヘ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第一項</p>
--

償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別

ハ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

ニ 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を  
実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律  
施行規則第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準  
ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規  
定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務  
者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を实  
施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を  
増加させたものの額及びそれ以外のものの額

二 次のイ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又はロに定め  
る額

イ 標準的手法採用行 複数の資産及び取引を裏付けとするエク  
スポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することがで  
きないものの額

ロ 内部格付手法採用行 信用リスク・アセットのみなし計算（  
自己資本比率告示第六十七条の規定により信用リスク・アセ  
ットの額を算出することをいう。第十条及び第十二条において  
同じ。）が適用されるエクスポージャーの額

三 第一項の国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若し  
くは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人

第七号において同じ。）

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される  
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関す  
る次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高  
がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合に  
は、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの  
主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次  
に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種  
類別の内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトし  
たエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ご  
との内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定  
の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引  
当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増  
減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分

等である銀行を除く。)又は規制外国法人の連結子法人等を除く。  
イ)のうち、イの額を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるもの及びこれに準ずる国際統一基準行として金融庁長官が指定するものにあつては、次に掲げる事項

イ 次に掲げる額の合計額

(1) オン・バランス資産の額(貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関して貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。)

(2) デリバティブ取引等(先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。)に関する額(デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額(デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。))及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。)及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。)

(3) レポ形式の取引に関する額(レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。))の合計額をいう。)

ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。)

ニ並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条第一項(自己資本比率告示第二百五条、第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。)の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第五十三条第三項及び第五項並びに第六十六條第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (4) オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）
- ロ 金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下ロ、ハ及びチにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額
- (1) 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
- (2) 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。ニにおいて同じ。）の保有額
- (3) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効なネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
- (4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（ハ及びチにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算し

- （信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）
- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEAD<sub>Adjusted</sub>を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）
- (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
- (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項
- (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るEAD<sub>Adjusted</sub>を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

たアドオンの額（法的に有効な相對ネットインギ契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

ハ 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

(1) 金融機関等からの預金及び借入金額（コミットメントの未引出額を含む。）

(2) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相對ネットインギ契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

(3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相對ネットインギ契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

ニ 発行済の有価証券の残高

ホ 直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

ヘ 信託財産及びこれに類する資産の残高

ト 直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額

(i) 適切な数の区区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っていない

<p>チ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高</p> <p>リ 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額</p> <p>（1） 売買目的有価証券</p> <p>（2） その他有価証券</p> <p>ヌ 観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価された資産の残高</p> <p>ル 対外与信の残高</p> <p>ヲ 対外債務の残高</p> <p>四 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額</p> <p>5 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面に限る。）により作成するものとする。</p> <p>6 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、第一項に定めるもののほか、単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。</p> <p>7 前項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項</p>	<p>る場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）</p> <p>（1） 適格金融資産担保</p> <p>（2） 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）</p> <p>ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごと）に開示することを要する。）</p> <p>四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 与信相金額の算出に用いる方式</p> <p>ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額</p> <p>ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相</p>
---	--

- 8 | 二 | 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）
- 8 | 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

- 当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）
- ニ | ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）
- ホ | 担保の種類別の額
- ヘ | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
- ト | 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
- チ | 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
- 五 | 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- イ | 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセスメントの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞

- 
- エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
-

- 
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
  - (ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のECLの額の合計額に対する所要自己資本の額
  - (iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のECLの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
  - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
-

- 
- ハ
- (3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (4) 保有する再証券化エクスポートジャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
  - 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートジャーに関する次に掲げる事項
  - (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポートジャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
  - (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
  - (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
  - (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (5) 保有する証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポートジャーについて区別して記
-

- 
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
  - (ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の合計額の内訳
  - (iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の額の内訳
-

証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけ

- 
- るバリュエ・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
- ロ 期末のストレ・ス・バリュエ・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレ・ス・バリュエ・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
- ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
- ニ バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュエ・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明
- 七 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額
- (1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）
- (2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
- ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
- ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
- ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
-

<p>第三條 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日まで</p>	<p>ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額</p> <p>八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額</p> <p>九 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額</p> <p>5 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、第一項に定めるもののほか、単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。</p> <p>6 前項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項</p> <p>二 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）</p> <p>7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第七号により作成しなければならない。</p>
<p>項）</p> <p>（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）</p>	<p>第三條 前条第一項から第四項まで（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日まで</p>

の期間をいう。以下この条及び第十一条において同じ。)に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3 前条第三項(第十一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

4 前条第四項(第一号及び第三号を除く。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項第二号ロ中「をいう。第十号及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

5 前条第六項から第八項までの規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項に」とあるのは「第三条第一項に」と、同条第七項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)

一基準行の直近の二中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。次項及び第十一条において同じ。)に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第三項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項第一号ハ中「この条、第四条、第十条及び第十二条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

2 前条第五項から第七項までの規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。)について準用する。

」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この号において「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第五条に規定する連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この条において「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対

額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中

「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と

、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く

。）」及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化

引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化

引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化

照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) 使用する内部格付手法の種類

(2) 内部格付制度の概要

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (ii) 及び (iv) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関する

## 4

取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるものうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称及び所要自己資本を下回つた額の総額

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号中「国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子法人等を除く。）」とあるのは「国際統一基準行（銀行持株会社の連結子法人等である銀行

るエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にBIS方式を適用する場合に限る。）

(v) 居住用不動産向けエクスポージャー

(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vii) その他リテール向けエクスポージャー

四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の

行又は規制外国法人の連結子法人等を除く。)と、同号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面に限る。)」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。

四 第一項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト 連結グループの子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引(連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入

- 
- する場合に限る。)
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
  - ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
  - ニ 内部モデル方式使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレステストの説明
  - ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
  - ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
  - ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
  - 八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
    - イ リスク管理の方針及び手続の概要
    - ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
  - ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
    - (1) 当該手法の概要
    - (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行う
-

つた場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

九 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次

に掲げるポートフォリオごとの内訳 (v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理  
解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して  
開示することを要しない。)

- (i) 事業法人向けエクスポージャー
  - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
  - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
  - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
  - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
  - (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (3) 証券化エクスポージャー

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

- (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
    - (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
    - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
  - (2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー
- ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポ

- 
- ニ| ジャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額  
ニ| マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち  
連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
- (1)| 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、  
コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごと  
に開示することを要する。）
- (2)| 内部モデル方式
- ホ| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこ  
のうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
- (1)| 基礎的手法
- (2)| 粗利益配分手法
- (3)| 先進的計測手法
- ヘ| 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条各号の算式  
の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第二項第  
七号において同じ。）
- 三| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される  
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関す  
る次に掲げる事項
- イ| 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高  
がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合に  
は、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの  
主な種類別の内訳
- ロ| 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次
-



（並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条第一項（自己資本比率告示第二百二十五条、第二百二十七条及び第三百三十六条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額）

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマージョット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第五十三条第三項及び第五項並びに第六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEAD<sub>default</sub>を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場

- 合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)
- (2) PD/LGD方式を適用する株式エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウエイトの加重平均値及び残高
- (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項
- (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクスポージャーに係るE<sub>Adjusted</sub>を含む。)の加重平均値、リスク・ウエイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のE<sub>PD</sub>の推計値、オフ・バランス資産項目のE<sub>PD</sub>の推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値
- (ii) 適切な数のE<sub>PD</sub>区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析
- リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ  
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ  
ー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不  
動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向け  
エクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーご  
との長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比  
四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ  
リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用された部  
分エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分  
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ  
調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場  
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内  
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人  
向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金  
融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

（1） 適格金融資産担保  
（2） 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフ  
ォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオに  
ついて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエク  
スポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に

限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

五| 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ| 与信相当額の算出に用いる方式

ロ| グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

ハ| 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)

ニ| ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)

ホ| 担保の種類別の額

ヘ| 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト| 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

- 
- チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
- 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な
-

- 
- 原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
-

- 
- のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び
-

- 
- 合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替え
-

- 
- て準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ
-

- 
- エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- 七| マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）
- イ| 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
- ロ| 期末のストレステス・バリュエーション・アット・リスクの開示期間におけるストレステス・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
- ハ| 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
- ニ| バック・テストインゲの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明
-

- 
- 八| 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- イ| 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額
- (1)| 上場株式等エクスポージャー
- (2)| 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
- ロ| 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
- ハ| 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
- ニ| 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
- ホ| 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
- 九| 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
- 十| 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
- 5| 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 一| 連結レバレッジ比率の構成に関する事項
- 二| 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）
-

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。))に係るものに限る。)

(は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。)

2| 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3| 第二条第三項(第十一号に係る部分に限る。))及び前条第三項(第一号に係る部分に限る。))の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。))」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるもの

6| 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなればならない。

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 前条(第三項第二号から第十号までを除く。))の規定は、規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。))に係るものに限る。))について準用する。この場合において、前条第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「をいう。以下同じ」とあるのは「をいう」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号へ中「をいう。第六条第三項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。))」と読み替えるものとする

とする。

4 第二条第四項（第一号及び第三号を除く。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号口中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第四号並びに第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（銀行における四半期の開示事項）

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準行に係る

。

（銀行における四半期の開示事項）

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準行に係る

ものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一〇・十一 (略)

十二 自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に関する開示事項

2 (略)

3 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国際統一基準に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一〇・八 (略)

九 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十・十一 (略)

十二 自己資本比率告示第二条各号の算式における分母の額に関する開示事項

十三・十四 (略)

4 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第十二号及び前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号(連結自己資本比率を算出する国際統一基準に係る第一項第十二号に掲げる事項)は、第一面に限る。)により、第二項第一号に掲げる

ものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一〇・十一 (略)

(新設)

2 (略)

3 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国際統一基準に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一〇・八 (略)

九 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十・十一 (略)

(新設)

十二・十三 (略)

4 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第七号により、前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

事項は別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

5 第一項第九号及び第三項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 連結の範囲に関する事項
- イ 持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この号において「持株

5 第一項第九号及び第二項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 連結の範囲に関する事項
- イ 持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この条において「持株

会社グループ」という。)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 持株自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 持株会社グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「持株会社グループ(持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。)(全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額(自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあっては

会社グループ」という。)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 持株自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 持株会社グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

4 |

、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号口中「自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において）」とあるのは「持株自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（持株自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において）」と、同号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「自己資本比率告示第十四条各号」とあるのは「持株自己資本比率告示第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（持株自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

四 |

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) 使用する内部格付手法の種類

(2) 内部格付制度の概要

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (iv) 及び (v) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。

(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に PD/LGD 方式を適用する場合に限る。）

(v) 居住用不動産向けエクスポージャー

(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vii) その他リテール向けエクスポージャー

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

<p>二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号ロ中「自己資本比率告示第六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第四百四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第三号中「国際統一基準行（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子法人等を除く。）」とあるのは「国際統一基準持株会社」と、同号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。</p> <p>5   第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 持株レバレッジ比率の構成に関する事項</p> <p>二 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）</p>	<p>五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要</p> <p>ロ 持株自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（持株自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針</p> <p>ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ヘ 持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別</p> <p>ト 持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称</p> <p>チ 証券化取引に関する会計方針</p>
--	--

6 | 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。

- リ | 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
- ヌ | 内部評価方式を用いている場合には、その概要
- ル | 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
- 七 | マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（持株自己資本比率告示第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
  - イ | リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ | マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
  - ハ | 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
  - ニ | 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレステストの説明
  - ホ | 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
  - ヘ | 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
  - ト | マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
- 八 | オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

- 
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
- ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
- (1) 当該手法の概要
- (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
- 九 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 十 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ 持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要
- 十一 持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 その他金融機関等（持株自己資本比率告示第八号第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
-

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く

。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスポージャー

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(3) 証券化エクスポージャー

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区

- 分ごとの額
- (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
- (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
- (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
- (2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー
- ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条及び第十五条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
- ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
- (1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）
- (2) 内部モデル方式
- ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
- (1) 基礎的手法
- (2) 粗利益配分手法
- (3) 先進的計測手法
- ヘ 連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第二条各号の

- 算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第九条第一項第七号において同じ。）
- 三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
- イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
- 類別の内訳
- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別
- (3) 残存期間別
- ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
- (1) 地域別
- (2) 業種別又は取引相手の別
- ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増

減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）

（）並びに持株自己資本比率告示第五十七条の五第二項第二号、第五百五十五条の二第二項第二号及び第二百二十五条第一項（持株自己資本比率告示第百三条、第百五条及び第百十四条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットディング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマージャー・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、持株自己資本比率告示第百三十一条第三項及び第五項並びに第百四十四条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲

げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL<sub>default</sub>を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項

(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るEL<sub>default</sub>を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる

掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数の区区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方向調整を行っている場合は、当該上方向調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内

部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

（1） 適格金融資産担保

（2） 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額

を含む。)

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャー

- 
- の額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に
-

掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする  
実行済みの信用供与の額

(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期  
償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済  
みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供  
与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期  
償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済  
みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供  
与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

(11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削  
減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ  
れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ロ 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・  
アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次  
に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種  
類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記  
載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウ  
ェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ  
クスポージャーについて区別して記載することを要する。）

- 
- (3) 持株自己資本比率告示第二百二十五条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ハ 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記
-

- 
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
- (ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の合計額に対する所要自己資本の額
- (iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期
-

償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の合計の額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 持株自己資本比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけ

- 
- るバリュエ・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
- ロ 期末のストレ・ス・バリュエ・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレ・ス・バリュエ・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
- ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
- ニ バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュエ・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明
- 八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額
- (1) 上場株式等エクスポージャー
- (2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
- ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
- ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
- ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
-

- ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
- 九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
- 十 銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額
- 5 第一項の国際統一基準持株会社のうち、第一号の額を直前に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる国際統一基準持株会社として金融庁長官が指定するものに係る同項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。
- 一 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額
- イ オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びにロ及びハに掲げる事項の額を控除した額をいう。）
- ロ デリバティブ取引等（持株自己資本比率告示第五十七条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下この号において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリ

バタイプに係る想定元本の額の合計額をいう。)及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。)

ハ レポ取引等に関する額(レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))の合計額をいう。)

ニ オフ・バランス取引(デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。)に関する額(取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。)

二 金融機関等(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。)向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等向け預金及び貸出金の額(コミットメントの未引出額を含む。)

ロ 金融機関等が発行した有価証券(担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号において同じ。)の保有額

ハ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。)

- 
- 二 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（次号及び第八号において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相對ネットテイニング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）
- 三 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額
- イ 金融機関等からの預金及び借入金額並びにコミットメントの未引出額
- ロ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相對ネットテイニング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）
- ハ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相對ネットテイニング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）
- 四 発行済有価証券の残高
- 五 直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額
-

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

- 六 信託財産及びこれに類する資産の残高
- 七 直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受け(金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。)の年間の合計額
- 八 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高
- 九 次に掲げる有価証券(流動性が高いと認められるものを除く。)の残高の合計額
  - イ 売買目的有価証券
  - ロ その他有価証券
- 十 観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高
- 十一 対外与信の残高
- 十二 対外債務の残高
- 6 第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 持株レバレッジ比率の構成に関する事項
  - 二 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)
- 7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならぬ。

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4 第二条第四項（第一号及び第三号を除く。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出

第八条 前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第一項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号ハ中「この条及び第十五条」とあるのは「この条」と、同号へ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第六項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

する銀行にあつては、第四号に掲げる事項に限る。」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号口中「自己資本比率告示第六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第四百五十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第四号並びに第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一～八 （略）

九 持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこ

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一～八 （略）

九 持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこ

<p>これらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>十二 持株自己資本比率告示第二条各号の算式における分母の額に関する開示事項</p> <p>十三・十四 (略)</p> <p>2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三章 国内基準行等における開示事項</p> <p>(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)</p> <p>第十条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第九号により作成するものとする。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針</p>	<p>これらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二・十三 (略)</p> <p>2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三章 国内基準行等における開示事項</p> <p>(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)</p> <p>第十条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成しななければならない。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する</p>
---	---

及び手続の概要

十 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 銀行が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 (二) (略)

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、

事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1)・(2) (略)

ロ (略)

四 (六) (略)

リスク管理の方針及び手続の概要

十 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 (二) (略)

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1)・(2) (略)

ロ (略)

四 (六) (略)

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下この号、第十二条第四項第八号及び第十五条第四項第八号において「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) (略)

ロ ホ (略)

八 (略)

九 金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第十一条 前条（第三項を除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号へ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」

七 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) 上場株式等エクスポージャー

(2) (略)

ロ ホ (略)

八 (略)

九 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第十一条 前条（第三項を除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項の定量的な」と、同項第一号へ中「をいう。第十四条第一項第三号において同じ。」

「とあるのは「をいう。」と、同項第三号イ中「基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）」とあるのは「基礎的内部格付手法」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一〜九 （略）

十 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一 金利リスクに関する次に掲げる事項

「とあるのは「をいう。」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一〜九 （略）

十 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

<p>イ (略)</p> <p>ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 その他金融機関等（自己資本比率告示第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるものうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額</p> <p>二～七 (略)</p> <p>八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利シヨックに対する損益又は経済的価値の増減額</p> <p>(銀行における四半期の開示事項)</p> <p>第十四条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国内基準に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第九号により、前項第四号</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 その他金融機関等（自己資本比率告示第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて銀行の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額</p> <p>二～七 (略)</p> <p>八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利シヨックに対する損益又は経済的価値の増減額</p> <p>(銀行における四半期の開示事項)</p> <p>第十四条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国内基準に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第四号に掲げる事項は別紙様式第四号により、前項第四号</p>
---	---

に掲げる事項は別紙様式第十号によりそれぞれ作成するものとする。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第十号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

十 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 持株会社グループが内部管理上使用した金利リスク算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等(持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)であつて銀行持株会社の子法人等であるものうち、自己資本比率規制上の所要自己資本

に掲げる事項は別紙様式第五号によりそれぞれ作成するものとする。

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国内基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

十 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十一 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等(持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)であつて銀行持株会社の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回った

本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算(持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この項において同じ。)が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ〜ヘ (略)

三〜七 (略)

八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

九 (略)

十 金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第十七条 (略)

2 前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十号により作成するものとする。

(別紙様式第二号)

会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

ニ〜ヘ (略)

三〜七 (略)

八 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

九 (略)

十 銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第十七条 (略)

2 前項第四号に掲げる事項は別紙様式第五号により作成するものとする。

(新設)

(別紙)	
<u>(別紙様式第三号)</u>	<u>(別紙様式第七号)</u>
(略)	(略)
<u>(別紙様式第四号)</u>	(新設)
(別紙)	
<u>(別紙様式第五号)</u>	<u>(別紙様式第二号)</u>
(略)	(略)
<u>(別紙様式第七号)</u>	<u>(別紙様式第三号)</u>
(略)	(略)
<u>(別紙様式第八号)</u>	(新設)
(別紙)	
<u>(別紙様式第九号)</u>	<u>(別紙様式第四号)</u>
(略)	(略)
<u>(別紙様式第十号)</u>	<u>(別紙様式第五号)</u>
(略)	(略)

○ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

改正案	現行
<p>第二章 国内基準金庫における開示事項            （<u>単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項</u>）            第二条（略）</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>九 金利リスクに関する次に掲げる事項</p>	<p>第二章 国内基準金庫における開示事項            （<u>単体における事業年度の開示事項</u>）            第二条（略）</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（<u>特定取引（規則第一百七条第二項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）に係るものを除く。次条第三項第九号、第六条第三項第八号及び第七条第三項第九号において同じ。</u>）</p> <p>九 金利リスク（<u>特定取引に係るものを除く。次項第八号、次条第三項第十号及び第四項第九号、第六条第四項第九号並びに第七條第三項第十号及び第四項第十号において同じ。</u>）に関する次に掲げる事項</p>

イ・ロ (略)

4 (略)

一〇五 (略)

六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

七・八 (略)

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 (略)

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ・ホ (略)

二〇十 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規

イ・ロ (略)

4 (略)

一〇五 (略)

六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。次条第四項第七号において同じ。）

七・八 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 (略)

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ・ホ (略)

二〇十 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規

定するその他金融機関をいう。)であつて信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等であるものうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

二〇九 (略)

(半期の開示事項)

第四条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項(国内基準金庫の半期(四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。)に係るものに限る。)のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第二条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第三百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。」とあるのは「半期(四月から九月までの半期をいう。)に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

2 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する国内基準金庫の半期に係るものに限

定するその他金融機関をいう。)であつて信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

二〇九 (略)

(半期の開示事項)

第四条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項(国内基準金庫の半期(四月から九月までの半期をいう。次項及び第八条において同じ。)に係るものに限る。)のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第二条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第三百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。」とあるのは「半期(四月から九月までの半期をいう。)に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しななければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号ホ中「をいう。第五条第一項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第六号中「除く。次条第四項第七号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

2 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する国内基準金庫の半期に係るものに限

る。)のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、前項に規定するところによるほか、前条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第三百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。)に係るものに限る。)」とあるのは「半期(四月から九月までの半期をいう。)に係るものに限る。)」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第四項第二号ホ中「をいう。第五条第二項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と読み替えるものとする。

### 第三章 国際統一基準金庫における開示事項

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第六条 規則第三百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準金庫の直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 | 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

3 | 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に

る。)のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、前項に規定するところによるほか、前条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第三百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第七条第一項において同じ。)に係るものに限る。)」とあるのは「半期(四月から九月までの半期をいう。)に係るものに限る。)」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しななければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第二号ホ中「をいう。第五条第二項第三号において同じ」とあるのは「をいう」と読み替えるものとする。

### 第三章 国際統一基準金庫における開示事項

(単体における事業年度の開示事項)

第六条 規則第三百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準金庫の直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 | 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第三号により作成しなければならない。

3 | 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。  
一 信用金庫連合会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

限る。)とする。

- 一 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 二 信用金庫連合会全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、  
手続及び体制の概要
- 三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項
  - イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
  - ロ 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要
  - ハ 標準的手法を採用した場合にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。）
- ニ 内部格付手法を採用した場合にあっては、次に掲げる事項
  - (1) 信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD（標準的手法）が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額。以下(1)において同じ。）がEADの総額に占める割合
  - (2) 内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯
  - (3) 内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項
    - (i) 資産区分ごとの格付付与手続の概要

二 信用リスクに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
  - (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）
  - (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
- ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
  - (1) 使用する内部格付手法の種類
  - (2) 内部格付制度の概要
  - (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (iv) 及び(v)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）
  - (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャー）について区別して開示することを要する。）



四 信用リスク削減手法（派生商品取引、レポ形式の取引、信用取

内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類 五 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲

- に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用金庫連合会が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
- ト 信用金庫連合会の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該信用金庫連合会が行った証券化取引（信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているもの名称
- チ 証券化取引に関する会計方針
- リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
- ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
- ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
- 六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
- ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法

引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取引及びレポ形式の取引等」という。）に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

五 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。）

六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要  
ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ニ 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストイング及びストレ・テストの説明

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

ハ 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 信用金庫連合会が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

ホ 証券化取引に関する会計方針

ヘ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合にあつては、その理由を含む。）

ト 内部評価方式を使用している場合には、その概要

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲

八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあつては、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合にあつては、保険の利用方針及び概要を含む。）

九 出資等又は株式等エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつていないものを除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

十 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第三号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（ⅴ及びⅵに掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) 事業法人向けエクスポージャー

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(ⅴ) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

<p>十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつて いるものを除く。別紙様式第四号第二十六面及び別紙様式第七号 第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</p> <p>十一 貸借対照表の科目が別紙様式第三号に記載する項目のいずれ に相当するかについての説明</p> <p>十二 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計 上額との差異及びその要因に関する説明</p>	<p>4   第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比 率を算出する場合にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）とす る。</p> <p>一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスク に該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に 掲げる事項</p> <p>イ 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれ らの主な種類別の内訳</p> <p>(1) 地域別</p> <p>(2) 業種別</p> <p>(3) 残存期間別</p> <p>ロ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平 成十年金融再生委員会規則第二号）第四条第二項、第三項又は 第四項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末</p>
--	--

<p>(ii) その他リテール向けエクスポージャー</p> <p>(3) 証券化エクスポージャー</p> <p>ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信 用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区 分ごとの額</p> <p>(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポー ジャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳</p> <p>(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー</p> <p>(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー</p> <p>(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー</p> <p>ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポー ジャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額</p> <p>ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち 信用金庫連合会が使用する次に掲げる方式ごとの額</p> <p>(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、 コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごと に開示することを要する。）</p> <p>(2) 内部モデル方式</p> <p>ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこ のうち信用金庫連合会が使用する次に掲げる手法ごとの額</p> <p>(1) 基礎的手法</p> <p>(2) 粗利益配分手法</p> <p>(3) 先進的計測手法</p>	<p>(3) 先進的計測手法</p>
---	--------------------

残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別

ハ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

ニ 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を  
実施した債権（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律  
施行規則第四条第二項に規定する破産更生債権及びこれらに準  
ずる債権、同条第三項に規定する危険債権又は同条第四項に規  
定する三月以上延滞債権に該当するものを除く。）に係る債務  
者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を实  
施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を  
増加させたものの額及びそれ以外のものの額

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定め  
る額

イ 標準的手法を採用した場合 複数の資産及び取引を裏付けと  
するエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定する  
ことができないものの額

ロ 内部格付手法を採用した場合 信用リスク・アセットのみな  
し計算が適用されるエクスポージャーの額

三 イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換  
算して得られたものが二千億ユーロを超える場合にあつては、次  
に掲げる事項

ヘ 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第三十一条の算式  
の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第九条第一項第  
七号において同じ。）

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される  
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関す  
る次に掲げる事項

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高  
がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合に  
は、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの  
主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次  
に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種  
類別の内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトし  
たエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ご  
との内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定  
の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引

イ 次に掲げる額の合計額

(1) オン・バランス資産の額（貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関して貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。）

(2) デリバティブ取引等（先渡し、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

(3) レポ形式の取引に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）の合計額をいう。）

(4) オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）

当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について、次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

(1) 地域別  
(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七百七十七条第二項第二号及び第二百四十七条第一項（自己資本比率告示第二百二十三条、第二百二十五条及び第三百三十四条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセント

のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額  
ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマ

ーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百五十一条第三項及び第五項並びに第百六十五条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲

- ロ 金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下ロ、ハ及びビチにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額
- (1) 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
- (2) 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。二において同じ。）の保有額
- (3) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効なネットテイング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
- (4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（ハ及びビチにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効なネットテイング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）
- ハ 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

- けるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）
- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEldelta E<sub>1</sub>を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）
- (2) PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのE<sub>1</sub>の推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高
- (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項
- (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るEldelta E<sub>1</sub>を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗

- (1) 金融機関等からの預金及び借入金金額（コミットメントの未引出額を含む。）
- (2) 金融機関等とのレポ形式の取引のクレジット・エクスポージャーの額（法的に有効な相對ネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）
- (3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びクレジット・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相對ネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）
- ニ 発行済の有価証券の残高
- ホ 直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額
- ヘ 信託財産及びこれに類する資産の残高
- ト 直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額
- チ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高
- リ 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額
- (1) 売買目的有価証券

- ずる掛目の推計値の加重平均値
- (ii) 適切な数の区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析
- リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
- ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比
- 三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項
- イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額）（基礎的

(2) その他有価証券

ヌ 観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価された資産の残高

ル 対外与信の残高

ヲ 対外債務の残高

四 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

5 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第四号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面に限る。）により作成するものとする。

部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

（1） 適格金融資産担保

（2） 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額

を含む。)

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。)

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用金庫連合会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳(ただし、信用金庫連合会が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。)

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャー

- 
- の額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫連合会が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
- (4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に
-

- 
- 掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする  
実行済みの信用供与の額
  - (ii) 信用金庫連合会がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
  - (iii) 信用金庫連合会が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ロ 信用金庫連合会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
  - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
-

- 
- ハ
- (3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
  - 信用金庫連合会がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
  - (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫連合会が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
  - (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
  - (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
  - (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記
-

- 
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主要資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主要資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主要原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
  - (ii) 信用金庫連合会がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
  - (iii) 信用金庫連合会が投資家の持分に対して算出する早期償
-

還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

ニ 信用金庫連合会が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけ

- 
- るバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
- ロ 期末のストレステス・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレステス・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
- ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク並びに包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
- ニ バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明
- 七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。次条第四項第八号において同じ。）
- イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額
- (1) 上場株式等エクスポージャー
- (2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
- ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
- ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
- ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
- ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
-

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に關する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率(自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。)に關する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に關する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に關する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この号において「連結グループ」という。)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

九 金利リスクに關して信用金庫連合会が内部管理上使用した金利シヨックに対する損益又は経済的価値の増減額

(連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に關する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率(自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第五項並びに第九条第二項第十二号及び第十三号において同じ。)に關する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に關する開示事項は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に關する次に掲げる事項

イ 連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第二十六条が適用される金融業務を営む関

社の名称及び主要な業務の内容

ハ 自己資本比率告示第二十六条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「信用金庫連合会全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第二十条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第三十二条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「

連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

二 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) 使用する内部格付手法の種類

(2) 内部格付制度の概要

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 (ii)

保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第三十一条各号」とあるのは「第十九条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

4 | 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 | その他金融機関等（自己資本比率告示第二十五条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて信用金庫連合会の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称及び所要自己資本を下回つた額の総額
- 二 | 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第六条第三項」と、同項第三号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第四号（連結自

及び(ii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i) | 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii) | ソブリン向けエクスポージャー

(iii) | 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) | 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にEVE方式を適用する場合に限る。）

(v) | 居住用不動産向けエクスポージャー

(vi) | 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vii) | その他リテール向けエクスポージャー

四 | 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

五 | 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

六 | 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ | リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ | 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号ま

己資本比率を算出する場合にあつては、第一面に限る。」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

5 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。

で（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（自己資本比率告示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

- 
- 七| マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）
- イ| リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ| マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）
  - ハ| 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法
  - ニ| 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストインゲ及びストレス・テストの説明
  - ホ| 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
  - ヘ| 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要
  - ト| マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法
- 八| オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
- イ| リスク管理の方針及び手続の概要
  - ロ| オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）
- ハ| 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項
-

- 
- (1) 当該手法の概要
- (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
- 九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 十 金利リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
- ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要
- 十一 自己資本比率告示第二十条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
- 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 その他金融機関等（自己資本比率告示第二十五条第八項第一号に規定するその他金融機関をいう。）であつて信用金庫連合会の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
- 二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
- イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
- (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの
-

区分ごとの内訳

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳 (v) 及び (vi) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。

(i) 事業法人向けエクスポージャー

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(3) 証券化エクスポージャー

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー

(i) 及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

(ii) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー

(iii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

- 
- (2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー
- ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
- ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
- (1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する。）
- (2) 内部モデル方式
- ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
- (1) 基礎的手法
- (2) 粗利益配分手法
- (3) 先進的計測手法
- ヘ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第十九条の算式の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第九条第二項第七号において同じ。）
- 三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
- イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの
-

主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

(3) 残存期間別

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

(1) 地域別

(2) 業種別又は取引相手の別

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額  
ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した

後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七十七号第七條第二項第二号及び第二百四十七條第一項（自己資本比率告示第二百二十三條、第二百五條及び第三百三十四條第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツテイニング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマ一ケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポ一ジャーについて、自己資本比率告示第五十一条第三項及び第五項並びに第六十五條第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポ一ジャー及び金融機関等向けエクスポ一ジャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポ一ジャーに係るEldelta Eiaを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バラ

ンス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2) PD/LGD方式を適用する株式エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項

(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るEIdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

(ii) 適切な数のE区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソプリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績

値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ  
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ  
ー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不  
動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向け  
エクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーご  
との長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ  
リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ  
クスపోージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分  
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ  
調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場  
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内  
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人  
向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金  
融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

（1） 適格金融資産担保

（2） 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフ  
オリオに係るものに限る。）

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオに  
ついて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエク

スボージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

ホ 担保の種類別の額

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテ

クシヨンの購入又は提供の別に区分した額

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

- 
- (5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
  - (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
  - (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの
-

- 
- 信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
-

- 
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
  - (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
  - (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
  - (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
  - (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
  - (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
  - (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
-

- 
- (9) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
  - (ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
  - (iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
-

- 
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (4) 自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- 七| マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）
- イ| 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
- ロ| 期末のストレステス・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレステス・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値
- ハ| 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク並びに包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額
- ニ| バック・テストイングの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説
-

- 
- 明
- 八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
  - イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額
    - (1) 上場株式等エクスポージャー
    - (2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー
  - ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
  - ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
  - ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
  - ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
  - 九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
  - 十 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利シヨックに対する損益又は経済的価値の増減額
- 5 | 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項
  - 二 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）
-

(単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

第八条 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

3 第六条第三項(第十一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期(四月から九月までの半期をいう。)の貸借対照表」と読み替えるものとする。

4 第六条第四項(第一号及び第三号を除く。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同条第五項中「別紙様式第四号」とあるのは「別紙様式第七号」と読み替えるものとする。

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなればならない。

(半期の開示事項)

第八条 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。)のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第六条(第三項第一号から第九号までを除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。」とあるのは「半期(四月から九月までの半期をいう。)に係るものに限る。」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しななければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号へ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

2 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。)のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、前項に規定するところによるほか、前条(第三項第二号から第十号までを除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状

(連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

第九条 規則第百三十五条第一項に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3 第六条第三項(第十一号に係る部分に限る。)及び第七条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第三項及び第七条

況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度に係るものに限る。）」とあるのは「半期(四月から九月までの半期をいう。)に係るものに限る。)」のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、「並びに第九条第二項第十二号及び第十三号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第二項中「しなければならぬ」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第二号中「をいう。第九条第二項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前半期(四月から九月までの半期をいう。）」と、同条第六項中「しなければならぬ」とあるのは「するものとする」と読み替えるものとする。

(新設)

第三項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、第七条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4 | 第六条第四項（第一号及び第三号を除く。）及び第五項並びに第七条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第四項及び第五項並びに第七条第四項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第四項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第四号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同条第五項中「別紙様式第四号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面に限る。）」とあるのは「別紙様式第七号」と、第七条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第四項第二号及び第四号並びに第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 | 第七条第五項及び第六項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは、「前年同期」と読み替えるものとする

## (四半期の開示事項)

第十条 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一～十 (略)

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

十二 自己資本比率告示第三十一条各号の算式における分母の額に関する開示事項

2 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一～八 (略)

九 自己資本比率告示第二十条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十 (略)

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

## (四半期の開示事項)

第九条 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一～十 (略)

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

(新設)

2 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係るものに限る。）は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一～八 (略)

九 自己資本比率告示第二十条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十 (略)

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

十二 自己資本比率告示第十九条各号の算式における分母の額に関する開示事項

十三・十四 (略)

3 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第十二号及び前項第十二号に掲げる事項は別紙様式第九号(連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第十二号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。)により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

4 第一項第九号及び第二項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

(別紙様式第四号)

(別紙)

(別紙様式第五号)

(略)

(新設)

十二・十三 (略)

3 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第四号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

4 第一項第九号及び第二項第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

(新設)

(別紙様式第四号)

(略)

<u>(別紙様式第七号)</u> (別紙)	(新設)
<u>(別紙様式第八号)</u> (略)	<u>(別紙様式第五号)</u> (略)
<u>(別紙様式第九号)</u> (別紙)	(新設)

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）

改正案	現行
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて信用協同組合等の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額</p> <p>二〇九（略）</p>	<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（連結会計年度の開示事項）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 その他金融機関等（自己資本比率告示第五条第七項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて信用協同組合等の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額</p> <p>二〇九（略）</p>

